



SWIFT Japan News

December 2014

- Sibos 2014 ポストン 報告
- SWIFT 株式の再配分について
- 2015 年 MT スタンダーズリリース
- BIC ISO 9362 の改訂について
- SMPG 活動報告
- PMPG 活動報告
- 2015 年業務計画について
- SWIFT コンプライアンス対応サービスのご紹介
- 製品関連アップデート情報 (HSM Refresh, Alliance Managed Operations, WebStation)
- SWIFTRef - Bankers World Online のご紹介
- 2015 年 SWIFT 講習会のご案内
- 新任挨拶

Sibos 2014 ボストン 報告

「ボストン Sibos2014 のポイント」(抜粋版)

麗澤大学 経済学部 教授 中島 真志

1. 全体感 (今次 Sibos の特徴)

(1) 7年ぶりのボストン開催

今年の Sibos は、9月29日から10月2日までの4日間、米国東海岸のボストンにおいて開催された。ボストンでの開催は、2007年以来、7年ぶりである。世界各国から、約7,300名が参加した。参加者の地域別内訳は、欧州・中東が48%、米州が38%、アジア太平洋が14%であり、米国開催ということで、例年より、米国からの参加者の多さが目立った。

(2) 新たなテーマは少ない

Sibos では、新たな提携やサービスなどの発表が行われて会場を驚かせることが多いが、今回の Sibos では、そうした大きな驚きを伴う発表は比較的少なかった。注目を引いたのは、DTCC とユーロクリアによる担保管理のためのジョイント・ベンチャ (JV) の設立くらいであった (詳細は後述)。

マーケット・インフラの部分では、これまで Sibos の大きなテーマとなっていた欧州の「SEPA」と「T2S」がほぼ終息したことから、これに関する部分の議論が大幅に減少した。代わりに、「米国の小口決済システム改革」の動きが盛り上がりつつあるが、まだ具体性を欠いているため、まだ中心的なテーマになるには至っていない。

また、一時は多くの参加者がセッションの部屋に入りきれないほどの盛況であった「事業法人の SWIFT 利用」(SWIFTforCorporate) も、今回は企業の参加が今一つであり、一頃のような熱気には乏しかった (ただし、SWIFT の利用企業数は、着実に増加傾向にある)。

TSU/BPO も、昨年は、ICC のルール化という大きな支援材料があったが、今年は、それを受けて、採用銀行や採用企業が増加傾向にあるという現状が確認されたにとどまった。

このように、新規のテーマという点では、やや盛り上がりや欠いたが、その分、昨年までに発表された既存のテーマが着実に進展しているという中での Sibos であったという印象である。

(3) コンプライアンスと Bitcoin

こうしたテーマに代わって、今回の Sibos で目立ったのが、①コンプライアンス関係と、②Bitcoin を中心とする「仮想通貨」の議論であった。

コンプライアンスについては、SWIFT が昨年導入した「サンクション・スクリーニング」「サンクション・テスト」に加えて、来年稼働予定の「KYC レジストリー」があることから、「個別行での対応には限界があり、業界での協力が必要」「コンプライアンスは、個別行間で競争や差別化を行うべきエリアではなく、共同インフラ (utility) の利用によってコストを削減すべき分野である」といった SWIFT の新サービスをサポートするトーンセッションが目立った。また、AML (アンチマネロン) の総元締めである米国 OFAC のズーピン局長のスピーチがあり、注目を集めていた。

Bitcoin などの仮想通貨についても、昨年はオープンシアターでの小さなセッションが1つあっただけであったが、今年は、イノベーション関係のセッション (Innotribe) が丸1日を Bitcoin 関係に割いて多数のセッションを行うなど、扱いの大きさが目立った。日本では、東京にあった Bitcoin 取引所である Mt.Gox が破綻したこともあって、「Bitcoin はもう終わった」といった認識が広がっているが、米国では、関連産業や Bitcoin の変型サービスなどが続々と生まれており、むしろ厚みと広がりが出てきているとの印象であった。また、こうした新たなテクノロジーによる安価で早い送金サービスが出てきていることを受けて、銀行による従来型の送金サービスに対しては、料金やスピードの改革を求める論調が目立ち、小口決済の分野では、銀行への風当たりが強かった。

(4) SWIFT の方向性

SWIFT の CEO であるゴットフリート・レイブランド氏は、昨年の Sibos では、「SWIFT として、コンプライアンス・サービスに注力していく」という新方針を示して会場に驚きをもたらしたが、今年は、そうしたはっきりとした方向性についての発言はなかった (まあ、毎年、そんなに新方針が出て困る訳だが)。

SWIFT では、現在、次期の5カ年計画である「SWIFT2020」を策定中であるため、今回の Sibos において、よりはっきりとした方向性が打ち出されるものとみられる。

(5) SWIFT ユニバーシティの新設

昨年の Sibos で「マーケット・インフラ・フォーラム」が新設されたのに続いて、今回の Sibos から「Sibos ユニバーシティ」が新設された。これは、MIT、LSE、ケンブリッジなどの大学教授を招いて、データ・プライバシー、クラウド、金融規制などについてのレクチャーを受けるものである。月曜日に終日のセッションが組まれているほか、毎日のランチタイムにも講義が設定されており、参加者は、ますます繁忙の度を増すことになった。

2. 資金決済関係

(1) SEPA

① SEPA への移行

ユーロ圏では、ユーロ圏全域を1つのリテール決済圏として統合しようとする「SEPA」(単一ユーロ決済圏)というプロジェクトが進められてきた。SEPAでは、すべての銀行と小口決済システムが統一的なSEPAの送金標準を用いることとされ、従来の各国ごとの送金フォーマットの利用は禁止される。

昨年のSibosの時点では、法令に基づくSEPAへの移行期限(deadline)は、2014年2月とされていたが、Sibosの時点でもSEPAへの移行率が低かった(特にSEPA引落しくSDD)の移行率が低く、国によるバラつきも大きかったため、2月までの移行が危ぶまれていた。その後、やはり2月までの移行には無理があるということで、移行の期限が6ヵ月間延長され、2014年8月1日までとなった。

最後の1年について移行率の推移をみると、特に移行が遅れていたSEPA引落しについては、12月時点でも移行率は41%に過ぎなかったが、そこから急速に移行率が上がり、何とか間に合ったという形である。8月の移行については、無事、終了した模様であり、ECB関係者は「大きな成果」としていた。SEPAは、2002年に開始されており、なんと12年がかりで達成されたことになる。

② BIC が不要に

SEPAの送金には、従来、銀行識別コード(BIC)と国際銀行口座番号(IBAN)の2つが必須とされていた。最近、EUの規制が改正され、「IBAN only rule」が導入された。これにより、2016年2月1日以降、送金(国内およびクロスボーダー)にはBICの義務付けがなくなることになった。これは、送金を行う企業や個人の顧客にとっては、朗報である。

③ 次のデッドライン

ユーロを導入していないSEPA対象国(non-euro SEPA countries: 英国、デンマークなど)では、2016年10月末までに、ユーロの支払いについてSEPAへの対応を行うことが求められている(SEPAに対応していない支払指図は受け付けられなくなる)。これが、次のデッドラインとなる。

(2) Fed の小口決済改革

Fedでは、2013年9月に「決済システムの改善」というコンサルテーション・ペーパーを公表して、関係者からコメントを受付け、それを基にさらに検討を進めているところである。対象はリテール決済であり、すでにあるACHの機能向上のほか、新たな決済インフラの構築の可能性も検討されている。2014年末までを目途に、実施に向けた工程表(「Roadmap」)を打ち出す予定である。

これに関するFedのセッションでは、①ユビキタスな(誰でも使える)迅速な電子決済の仕組みの導入(Ubiquitous,

Faster Electronic Solution)、②ISO20022の導入、③ACHの同日決済化(same-day ACH: 現在は、2~3日後の決済)、④リテール決済のセキュリティの強化、⑤クロスボーダー決済の強化(FedグローバルACHの拡大: 現在は35ヵ国)、⑥企業間決済における電子化の推進(Electronification of B2B Payments: 小切手から電子決済への誘導)など、多くの論点が打ち出された。

①の迅速な決済システム(faster payments)については、ACHの改善のほか、新たなシステムを構築することも含めて検討されており、どうも後者の方がFedの本音であるようにも思われた。

(3) CLS 銀行

① 取扱通貨の追加予定

CLS銀行では、現在17通貨をCLS決済の対象通貨としている。次の候補通貨としては、①トルコ・リラ、②ハンガリー・フォリントの2通貨が検討されている。

昨年時点で候補通貨となっていたロシア・ルーブルと中国元については、ウクライナ情勢などもあって導入への検討が遅れている。

② クロスカレンシー・スワップ

CLS銀行では、次の取扱い取引として「クロスカレンシー・スワップ」(CCS)を対象にする予定である。CCSとは、異なる通貨間の金利スワップ取引であり、CLSでは、このうち元本の決済を対象とする予定である。2015年後半の決済開始を予定しており、すでに大手の5行がCLS決済の利用をコミットしている。

③ 同日決済

CLS銀行では、2013年9月に、米ドルとカナダドルとの間で、「同日決済」(same-day settlement)を導入した。これは当日物についても、外為決済リスクを削減するためである。

同日決済では、決済日の前日の18:00(NY時間)から決済日当日の13:00までに行われた取引を対象とする。ペイ・イン(払込み)は、通常決済分とは別に、決済日の13:00~15:00の2時間に行われる。ペイ・インに基づいて両通貨のPVP決済が行われたあとで、ペイ・アウト(払出し)が行われる。これにより、NYで当日の午前中に約定した取引が、NY時間の午後の早い時間に決済できることになる。

CLS銀行では、2015年に、この同日決済を米ドル・メキシコ・ペソに拡大する予定である。また、将来的には、米ドル(および加ドル) - 欧州通貨の「クロス・アトランティック同日決済」についても検討を行う予定である。

④ CLS ゲートウェイの廃止

CLS参加行がCLS銀行への接続のために使っていた「CLSゲートウェイ」が、技術の老朽化により廃止されることとなった。多くの先では、この代わりに、SWIFTの提供する「マーケット・インフラ・チャンネル」(MI Channel)を採用する予定である。CLS参加者は、この「ゲートウェイ

イ廃止プロジェクト」(Gateway Elimination project) を 2015 年末までに終了させる必要がある。

(4) シンガポールの小口決済システム：FAST

アジア関連のセッションで、今年 3 月に稼働を開始したシンガポールの小口決済システムである「FAST」の紹介があった。この決済システムは、わが国における「決済の 24 時間 365 日化」の議論でも、英国の「ファスター・ペイメント」と並んで先進例として挙げられることが多く、会場でも注目を集めた。

(5) RTGS システムのバックアップ強化の動き

SWIFT では、「MIRS」(ミイアス)と呼ばれる大口決済システムに対するバックアップ・サービスを提供している。各国中央銀行が運営する大口決済システムでは、通常、メインセンターのほか、第 2 センターを設けてバックアップを行っているが、MIRS では、メインセンターとバックアップセンターがいずれもダウンしたといった緊急事態の場合に、バックアップの機能を提供する「第 3 バックアップセンター」としてのサービスである。

すでに第 1 号のユーザーとして、イングランド銀行(BOE)の「CHAPS」が採用し、2014 年 2 月から運用を始めている。今次 Sibos の直前には、2 番目の先として、香港の「CHATS」が採用を決めたことが発表された。実際の運用開始は、2016 年末となる予定である。

3. 証券決済関係

(1) T2S 関連

ECB が進める証券決済プラットフォームの統合プロジェクトである「T2S」(Target2-Securities)については、以下のとおりである。

① T2S の稼働に向けて

ECB 関係者によると、T2S は、予定通り、2015 年 6 月から稼働予定であり、それに向けて順調に準備が進んでいる(on the right track)とのことであった。

9 月末で開発フェーズが終了し、10 月初からはテスト・フェーズに入る。ただし、2015 年 6 月の第 1 陣に T2S に移行するのは、5 つの CSD のみであり、残りは、2016 年～2017 年 2 月までの 3 回の移行時期に分けて、段階的に T2S への移行が進められる。

なお、デンマークの CSD では、ユーロ建て証券について移行を行った(2016 年 9 月)あとで、自国通貨であるクローネ建ての証券の移行を行う予定(2018 年中)であり、2 回に分けて移行を行う。

② CSD 参加者の準備状況

ECB は、CSD 参加者(金融機関など)とは直接の関係(direct relationship)がないため、CSD 参加者である金融機関の準備は、各 CSD が促して進めていくこととされてい

る。各 CSD では、カスタマー・ワークショップなどを開いて、準備を進めている。

なお、各参加者は、T2S システムへのネットワークの接続方法によって、「直接リンク先」(DCP : Directly Connected Party)となるか、CSD を通じた「間接リンク先」(ICP : Indirectly Connected Party)となるかを選ぶことができる。大手金融機関(BNP パリバ、ドイチェなど)では、DCP を選択している。

③ T2S の稼働後の姿について

すべての証券決済が ECB に集約される形となり、金融機関や CCP は、1 つの CSD からユーロ圏のすべての証券にアクセスできるようになるため、中小の CSD にとっては、厳しい状況になるであろうとの見方が多い。今回も、「CSD 同士の統合は不可避であり、あとは時間の問題である」(ECB)といった意見が多く聞かれた。ただし、これまでのところ、まだ具体的な動きは出てきていない。大きな動きが出てくるのは、「すべての CSD の T2S 移行が終わって、前提が統一されてからになる」との意見も聞かれた。また、CSD の統合には、各国の法制度や税制の違いが障害となっており、この点が調和されないと統合は進まないとの見方もあった。

一方、大手の CSD では、「T2S 上での新たなアセット・サービスを考えていく必要がある」(ユーロクリア)として、各国市場でのカストディ銀行との提携などにより、「ポスト T2S」の戦略を練る動きもみられた。

④ T2S 接続における SWIFT の利用

T2S に対するネットワーク・プロバイダーとしては、SWIFT と SIA/colt の 2 社が選定されているが、SWIFT によると、トラフィックの 80～90%の先が SWIFT を選択しているとのことであった。

(2) 欧州・米国の証券決済の T+2 化

従来、欧州の証券決済(株式、社債など)は、一部の国(ドイツなど)を除いて、T+3 で行われていたが、2014 年 10 月(6 日約定分)からは、これが「T+2」

(約定日の 2 日後)に短縮化された。欧州の共同規制である「CSD 規制」では、2015 年 1 月までに T+2 にすることが定められていたが、これが 3 ヶ月前倒しで実施されたことになる。来年には T2S への移行を控えているため、2 つの対応が同時に発生して混乱するのを避けるためであるとみられている。今回、英国を含む 27 カ国が一斉に T+2 に移行した。

こうした欧州の動きを受けて、米国においても、株式・社債等の決済期間(現行は T+3)の短縮化に向けて、SIFMA や DTCC が中心となって検討を始めている。Sibos 後の 10 月 16 日には、T+2 化への検討のためのシニアレベルの運営委員会(Steering Committee)と実務家レベルのワーキング・グループを立ち上げている。また、T+2 専用のウェブサイトも立ち上げた(www.UST2.com)。今後、これら

の委員会によって T+2 化に向けた検討が本格化するものとみられ、どのようなスケジュールになるのかが注目される。欧州に加えて、米国が T+2 に移行する場合には、わが国においても、株式等の T+2 化が、国債の T+1 化の次の課題として浮上してくることになる。

4. 標準化関係

(1) TARGET2 の ISO20022 対応

ECB では、SEPA により、小口決済の ISO20022 対応を完了したのに続いて、大口決済についても、2017 年 11 月に、TARGET2 に ISO20022 を導入することを決めた。これにより、従来の TARGET2 の MT ペースの決済メッセージは、対応する MX に置き換えられることになる。

やや先の予定となっていることについては、「金融機関の投資負担を考慮したことによるもの」としていた（2015 年 6 月～2017 年 2 月にかけては、各国で T2S への移行が必要となる）。

(2) 米国の ISO20022 対応

① 資金決済関係

Fed では、ISO20022 の導入に関する調査（ISO20022 Business Case Assessment）を実施した（2014 年 4 月にレポートが完成）。これによると、計画と教育のフェーズを経て、まずクロスボーダーの部分に ISO20022 を導入し、そのうえで、国内決済への ISO20022 の導入について検討を進めるべきという結論になっている（図表 12 参照）。これを見る限り、米国では、まだ ISO20022 への道のりは遠そうである。

図表 12 米国における ISO20022 の導入方法について
（ISO20022 導入調査レポートにおける提案）

フェーズ	提 案
1. 計画と教育	導入計画の策定と関係者への教育を進める
2. クロスボーダー決済への導入	クロスボーダーの大口決済（CHIPS）とクロスボーダーの ACH 決済に導入を行う
3. 国内決済への導入	国内の大口決済（Fedwire）と国内 ACH への導入のメリットと時期について検討を進める

② 証券決済関係

DTCC がコーポレート・アクション情報に関する通知を ISO20022 フォーマットにするプロジェクトを段階的に進めてきていたが、2015 年中に、旧フォーマットの取扱いを取り止め、ISO20022 に一本化する予定である。

(3) その他の国の ISO20022 対応

資金決済システムに ISO20022 を導入する予定の国として、シンガポール、インド、中国などが挙げられた。この

うち中国では、次世代決済システムである「CNAPS2」に ISO20022 を導入する予定である。

5. SWIFT 関係

(1) SWIFT ネットワークからの一部国除外へのプレッシャー

SWIFT は、国際金融取引に不可欠な存在であるだけに、そのネットワークから除外されると、その国の金融機関（および経済）は大きな打撃を受けることになる。こうした認識の下、ロシアおよびイスラエルを SWIFT のネットワークから切断すべきとの政治的なプレッシャーが高まっている。たとえば、欧州議会では、9 月半ばに、ウクライナ問題への制裁措置として、ロシアの金融機関を SWIFT のネットワークから切断することを求めた決議を採択している（ただし、拘束力のない non-binding resolution）。

今次 Sibos では、この点についてはあまり明示的には触れられていなかったが、SWIFT では、Sibos 終了直後の 10 月 6 日に「制裁措置に関する声明」（SWIFT Sanctions Statement）を発表した。これによると、「イスラエルとロシアを切断すべきとする要求を受けているが、こうした政治的な圧力は残念であり、SWIFT は、個別の要求や圧力には応じない」として拒否する姿勢を示している。なお、SWIFT では、2012 年 3 月に、イランの銀行をネットワークから切断したという過去がある。ただし、この時は、強制力のある EU 規制（EU Regulation）が制定されたことに基づくものであった（SWIFT は、ベルギー法に基づいて設立されており、EU の法規制には従わざるを得ない）。

(2) メッセージ料金の引下げ目標の達成

SWIFT では、2010 年に作成した 5 年計画である「SWIFT2015」の中で、2010～2015 年までの間に、メッセージ料金を 30～50% 引下げるという大胆な料金引下げ計画を打ち出していたが、今次 Sibos において、この目標を達成したことを公表した。実際には、①目標年次よりも 1 年前倒しで達成し、②目標の上限である 50% の削減を達成したことが発表された。

今後の料金引き下げ目標については、次期の 5 年計画である「SWIFT2020」の中で策定される。

(3) 事業法人の SWIFT 利用

SWIFT は、元々金融機関のためのネットワークとして発展してきたが、2007 年から「SCORE」という方式によって、事業法人が利用することが可能となった。今年 9 月時点で SWIFT を利用している事業法人は、世界で 1,335 社である。これは、親会社（BIC）のベースであり、傘下の子会社のベースでは数千社にのぼっている。特に国際的に展開している大企業の採用比率が高く、フォーチュン・グローバル 500 社のうち、42% にあたる 210 社が利用している。

また、SWIFT を利用している事業法人は、40%以上が年商 10 億ドル（≒ 1,000 億円）未満の企業であり、大企業から中堅企業へと利用の裾野が着実に広がってきていることが強調された。

既に SWIFT を利用している企業からは、①多くの銀行に対して、シングル・ゲートウェイによるアクセスが可能になること、②グローバルな流動性管理やキャッシュの最適化が可能となること、③すべてが STP 処理できること、など SWIFT 利用のメリットに関する報告が行われ、「導入して本当によかった」としていたのが印象的であった。

わが国の企業には、こうしたメリットが必ずしも十分理解されておらず、SWIFT の利用企業はまだ 10 社程度に止まっている。今後、銀行と SWIFT ジャパンが協力して SWIFT 利用企業の開拓を進めていくことが必要であろう。

(4) TSU/BPO

昨年の Sibos では、「BPO」(Bank Payment Obligation) が大きな注目を集めた。これは、直前に ICC(国際商業会議所) が BPO を ICC のルールとして採用したことによるものであり、これで、BPO が信用状 (L/C) と同じ位置付けで、国際的な貿易金融のルールとして認められることになった。

BPO は、SWIFT の提供している「TSU サービス」(Trade Service Utility) の中の機能の 1 つである。TSU は、銀行間で貿易関連書類を電子化してマッチングする仕組みである。一方 BPO は、データの電子的なマッチングを条件として、輸入企業サイドの銀行が、輸出サイドの銀行へ支払の履行を確約する支払保証であり、実質的には L/C と同様な機能を有する。

TSU の利用可能国は 47 カ国、TSU を利用している銀行 (BIC8 ベース) は 166 行にのぼっている。ただし、このうち BPO を受け入れることを表明しているのは 58 行、実際に BPO をライブで運用しているのは、わずか 13 行にとどまっている。BPO をライブで利用している企業は、35 社以上である。

今後、BPO を普及させていくためには、BPO の取扱い可能な銀行を世界的にもっと増やしていくことが必要である。BPO の ICC ルール採用は、その大きな弾みになるものとみられたが、今のところは、期待されたほどのペースでは増えておらず、銀行のライブ運用が広がるまでには、体系的な準備もあって、もう少し時間が必要なようである。

なお、今回、三菱東京 UFJ 銀行からは、TSU/BPO 用に銀行と企業をつなぐフロント・エンドのシステムが導入されたとの発表があった。

(5) KYC レジストリー

SWIFT では、各行が保有する顧客情報を一括してグローバルに集中管理する「KYC レジストリー」の導入を進めている。これは、アンチマネロンの規制が強化されているのを受けて、個別行が別々に KYC (know your customer)

データを管理するには限界があることから、これを業界全体の協力により SWIFT が中央データベースを管理するサービスを提供しようとするものである。「サンクション・スクリーニング」や「サンクション・テスト」に続く、SWIFT のコンプライアンス重視路線の一環である。KYC レジストリーでは、標準的な顧客情報フォーマットが決められ、それに沿って情報の蓄積や相互利用が行われる。

KYC レジストリーは、現在、欧米の大手 12 行が参加してパイロット・テストが行われており、2014 年末の稼働開始が予定されている。今次 Sibos では、自行の KYC データを提供する銀行には、2015 年中の KYC レジストリーの利用料金を無料にするとの発表があった。こうしたコンプライアンス分野のアウトソーシングについては、「規制当局が共同インフラ (utility) の利用を認めるか」が鍵であり、また「共同インフラにミスがあってコンプラ違反が発生した場合に、銀行の責任がどうなるのかが不透明 (grey area)」といった議論があった。

(6) 流動性の報告義務

バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) が 2013 年 4 月に公表した「日中流動性管理のためのモニタリング指標」では、国際的に活動する銀行に対して、日中流動性モニタリング指標の報告を義務付けている (図表 15 参照)。この報告義務が導入されるのが、2017 年 1 月 1 日からであり、今次 Sibos では、それに対する準備状況についての議論が行われた。

会場のアンケートでは、実施に向けて動いている銀行が 3 割、評価段階の銀行が 4 割、まだ手を付けていない先が 3 割であり、全般に準備は遅れがちのようである。

図表 15 BCBS が求める日中流動性モニタリング・ツール

対象銀行	日中モニタリング・ツール
全ての報告銀行	①日中流動性の最大利用額
	②業務開始時点で利用可能な日中流動性
	③日中の受払いの総額
	④時間が特定された支払
コルレス銀行サービスの提供先	⑤コルレス先のために行う支払額
	⑥顧客向けの日中のクレジットライン額
決算システムの直接参加行	⑦一定時間までの決済額の 1 日の決済額の比率

SWIFT では、こうした流動性のグローバルな把握のニーズに対して、「FINInform」というサービスを使って支店分の受払いの指図をコピーして本店に送ることにより、グループ全体の流動性を本部においてリアルタイムで一括管理するサービスを提案している。

一方、欧米の大手行では、個別行に代わって、こうした流動性管理を行うサービスの提供を提案していた (BNP パリバの「Liquidity Access」、Citi Bank の「Liquidity

Management Solutions」など)。ただし、こうしたサービスは、個別行にある複数の口座を管理するのに止まるため、マルチ・バンクの環境での流動性管理には限界があるように思われた。

6. その他

(1) 仮想通貨

① 関連ビジネス・サービスの広がり

日本では、Bitcoin は、Mt.Gox の破綻もあって、もう終わったかのようにみられているが、米国を中心に関連ビジネス（「仮想通貨企業」）や変型サービスが出てきており、むしろ昨年に比べて、広がりをみせているかたちである。Sibos で紹介された主なものは、以下のとおり。

(a) Circle……Bitcoin を使った安価で迅速な送金サービスを提供（Bitcoin banking platform）。アカウントに入金したうえで、メールアドレスの相手に送る。

(b) Bitx……ブロック・チェーンに基づいた Falcon プロジェクトを紹介。通貨を Bitcoin に転換したうえで相手行に送り、受取行で再び当該国の通貨に転換するという銀行間の送金のシステムのモデル。

(c) Colored Coins……Bitcoin のブロック・チェーンのテクノロジーを使って、ドル、ユーロなどの通貨のほか、金、株式など、どんな金融資産でもトランスファーできるようにしたもの。Bitcoin に色をつけるイメージであることから「Colored Coins」と呼ばれる。

(d) Ripple……リアルタイム資金決済のためのプロトコル。現実通貨や仮想通貨を送るためのオープンな決済の仕組み（open payment system）を提供する。すでに一部行と提携を始めている（注目度が高かった）。

(e) BIT（Bitcoin Investment Trust）……Bitcoin への投資を行うファンド。2013年に設立された。最低投資単位は2万5,000ドル（≒270万円）。

② Bitcoin 関連の統計

Sibos で入手した資料（Informilo 社）によると、Bitcoin 関係の統計は、以下のとおりである。興味深いのでここに紹介しておく。

図表 17 Bitcoin 関係の統計

項目	内容
Bitcoin の市場規模	83 億ドル（≒ 8,900 億円）
仮想通貨における Bitcoin のシェア	93.4%
Bitcoin 関連のベンチャー企業への投資額	北米 186 百万ドル、欧州 31 百万ドル、アジア 21 百万ドル
Bitcoin が使えるアプリケーションの数	iOS : 340、Android : 250
Bitcoin を購入できる ATM の数	103 台
Bitcoin の成長率（2011～2013年）	84,066%
Bitcoin の最高値	1BTC = 1,216.73 ドル（2013年11月17日） （10月上旬時点では1BTC = 355ドル）

7. おわりに

最終日のクロージング・プレナリーでは、ビル・ゲイツ氏の講演が行われ、立ち見も出るほどの盛況であった。

来年の Sibos は、10月12～15日にシンガポールで行われる。また、2016年にはジュネーブ（スイス）で、2017年にはトロント（カナダ）で、2018年にはシドニー（豪州）で行われることが決まっている。

図表 18 今後の Sibos の開催予定地

開催年	開催地
2015年	シンガポール
2016年	ジュネーブ
2017年	トロント
2018年	シドニー

以上



SWIFT 株式の再配分について

SWIFT は、各株主の方々の利用実績に基づいて、3年に一度保有されている株式数の見直しをいたします。2015年はその該当年となっており、利用実績については2014年1月から12月のものを対象とします。

以下質問・回答の形式で概要をご説明いたします。

SWIFT 株式再配分のプロセス

質問：対象となる利用実績にはどのようなものがあるか？

答え：SWIFTの株式の再配分は、2014年にSWIFTを利用した実績（Financial Contribution）に基づいて計算されます。対象となるのは Network Based Service と呼ばれ、FIN、FIN-copy、FileAct、InterAct、Browse などの一般的なメッセージングサービスに加えて、CREST、ブロードキャスト、アコード、最低手数料、固定費プログラムでのお支払い、point-to-point 対象のリポートが含まれます。2014年に利用された前出メッセージング費用に対して発行されたクレジットノートは対象となりませんが、先の Sibos で発表されたリポート（2015年1月に実施予定）は対象となります。

株主が行った Financial Contribution（支払い）には、株主である金融機関（通常本店・本社）及びその傘下にあるサブメンバーが含まれ、それ以外には2014年中に他の金融機関を買収した場合にも対象となります。

質問：一株の価値は？

答え：一株の名目価値は EUR 125 で、再配分に利用される移転価格は一株 EUR 3,430- です。この移転価格は2014年6月の SWIFT 年次総会で決定されています。

質問：再配分のプロセスは？

答え：全体の株式は、2015年12月31日現在で登録されている株数を超えない範囲で再配分されます。

再配分には以下2つのステップがあります。

1. Step 1

2014年の利用実績（Network Based Service に関連する Financial Contribution）に基づいて再計算されます。2014年12月31日時点で計算した再配分後の株式数が現状保有されている株式数と5株未満の場合には、再配分の対象とはなりません。差（新たな引き受け又は放出）が5株以上で株主のみに次のステップが適用されます。

2. Step 2

不変更の株を除いて、5株以上の差が出る株主に関して改めて利用実績に基づいた計算を行い、結果を出します。

質問：追加引き受けの株式の払い込み方法は？

答え：対象株主は追加株式の購入のための払い込みを2015年4月30日までに実施してください。自動引き落としとなっている場合には、同日に引き落としが実行されます。

質問：そもそもこの再配分は何で定義されているか？

答え：SWIFT の定款である SWIFT By-Laws の第9章に再配分を少なくとも3年に一度実施することが定められて折、同じく SWIFT の Corporate Rule 2.4 にて再配分の定義がされています。SWIFT By-Laws と Corporate Rule はユーザーハンドブックに掲載されています。

2015年MTスタンダードリリース

2015年MTスタンダードリリース Updated High Level Information が11月21日に発表されました。概要は以下の通りとなります。下記の概要は主要な項目のみをカバーしています。詳細については、Updated High Level Information 並びにオンライン・ユーザーハンドブックに12月19日から掲載予定のStandards Release Guide (SRG)をご覧ください。

各資料のリンクは以下の通りです。

Updated High Level Information 並びに 2015年スタンダードリリースの日程：

http://www.swift.com/products_services/by_type/standards/standards_mt_maint_rel_2015

オンライン・ユーザーハンドブック：

<https://www2.swift.com/uhbonline/books/hub/home.htm>

2015年MTスタンダードリリース概要

Category	概 要
1	<p>MT 101, 103 等について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 通貨のフィールドとサブフィールドについてコモディティー・コード XAU、XAG、XPD、XPT の使用を不可とするネットワーク検証ルールを追加する。 受益人のフィールド (59a) への Option F の追加 <ul style="list-style-type: none"> SR 2015 に Option F を Field59a に追加する。 後の SR において 50a と 59a からフリーフォーマットのオプションを削除する。 <p>フリーフォーマットオプション削除のタイミングは、コミュニティによる影響分析の後決定される。(CR 000759 では最も早い場合で SR 2018 としている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> CNAPS (中国) の Clearing Code を既存の Clearing Code List に追加する。 Field 72 のコードワード INS (Instruction Institution) について Usage Rule を追加し、複数の Instructing Institution が関わっているケースについて明確に理解できるようにする。
2	<p>MT 202, 202/COV 等について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 通貨のフィールドとサブフィールドについてコモディティー・コード XAU、XAG、XPD、XPT の使用を不可とするネットワーク検証ルールを追加する。 受益人のフィールド (59a) への Option F の追加 <ul style="list-style-type: none"> SR 2015 に Option F を Field59a に追加する。 後の SR において 50a と 59a からフリーフォーマットのオプションを削除する。 <p>フリーフォーマットオプション削除のタイミングは、コミュニティによる影響分析の後決定される。(CR 000759 では最も早い場合で SR 2018 としている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> CNAPS (中国) の Clearing Code を既存の Clearing Code List に追加する。 Field 72 のコードワード INS (Instruction Institution) について Usage Rule を追加し、複数の Instructing Institution が関わっているケースについて明確に理解できるようにする。
3	<p>MT 304 について：</p> <ul style="list-style-type: none"> トレードレポジットリー報告用の新しいフィールドを追加する。 <p>MT 305 について：</p> <ul style="list-style-type: none"> デリバラブルとネットキャッシュ、変動金利のためのフィールドを追加する。 <p>MT 306 について：</p> <ul style="list-style-type: none"> Optional Subsequence F1 Barrier Window Block を繰り返し使用可能にする。 Optional Sequence G Trigger Block を繰り返し使用可能にする。 Optional early terminations のための Optional Sequence を新しく追加する。 バリア、バイナリープロダクトのための Optional Sequence を新しく追加する。

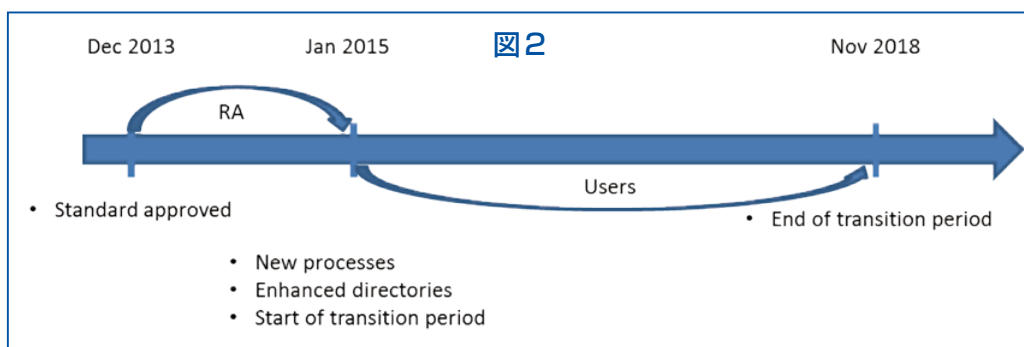
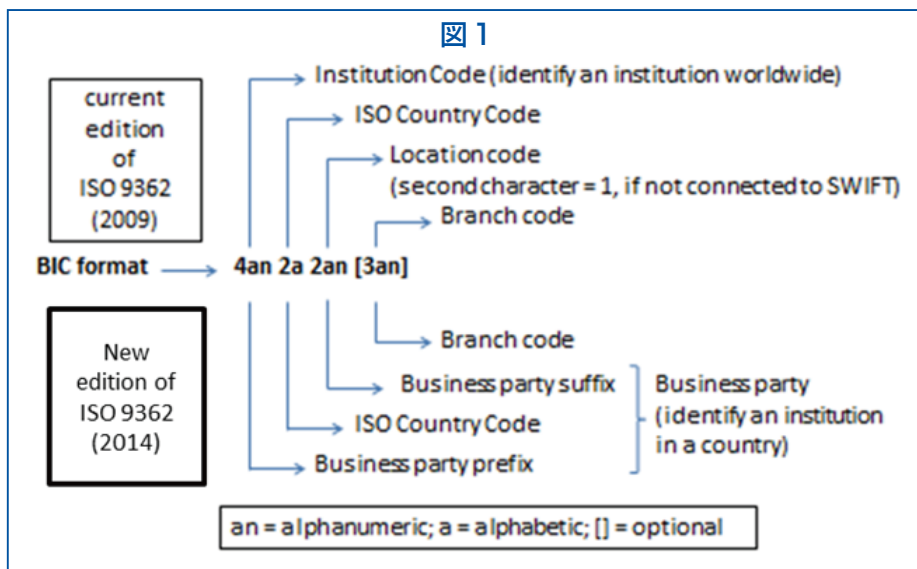
Category	概 要
3	<ul style="list-style-type: none"> • Field 14S Settlement Rate Source を拡張し繰り返し使用可能にする。 • Averaging option transaction のため新しい Optional Field を追加する。 • Averaging forward transaction のため新しい Optional Field を追加する。 MT 361 等について： <ul style="list-style-type: none"> • Volatility, variance, correlation swaps transactions のための新しい Optional Sequence を追加する。 MT 370 について： <ul style="list-style-type: none"> • 任意の Party Identification を新しく二つ追加する。 MT 300 等について： <ul style="list-style-type: none"> • 追加の reporting jurisdiction のためのコードを追加する。
4	(SR 2015 については変更なし)
5	Trade Initiation and Confirmation <ul style="list-style-type: none"> • MT 502 等の DE1, DE2, RE1, RE2 について定義を修正する。 Settlement and Reconciliation <ul style="list-style-type: none"> • MT 535 : Field 93a ::PLED の定義の変更、Field 22F の追加、及び Field 94a における新しいクオリファイアー追加。 • MT 54X 等の DE1, DE2, RE1, RE2 について定義を修正する。 • MT 548/549 : ISO 15022 のステータス・コードを ISO 20022 のステータス・コードの定義に合わせる。 Corporate Action : 全ての CR を今後の SR に延期する。 Collateral Management <ul style="list-style-type: none"> • MT 502 等の DE1, DE2, RE1, RE2 について定義を修正する。 Other Cat 5 Changes <ul style="list-style-type: none"> • MT 559 : CNAPS (中国) の Clearing Code を既存の Clearing Code List に追加する。 • MT 575 : DE1, DE2, RE1, RE2 について定義を修正する。
6	MT 600 等について： <ul style="list-style-type: none"> • “White” metals のためのユニットコード GOZ の利用についてネットワーク検証ルールを導入する。 • 追加の reporting jurisdiction のためのコードを追加する。 MT 670/671 について： <ul style="list-style-type: none"> • CNAPS (中国) の Clearing Code を既存の Clearing Code List に追加する。
7	MT 734 について： <ul style="list-style-type: none"> • Field 77B Disposal of Documents で使用されるコード “HOLD” の定義を変更する。(ICC UCP 600 に合わせる。) Category 7 Advance Information について： <ul style="list-style-type: none"> • Category 7 全般について大幅な見直しが検討されており、その概要は Advance Information として下記のリンクに掲載されている。 http://www.swift.com/products_services/by_type/standards/standards_mt_maint_rel_2015
8	(SR 2015 については変更なし)
9	MT 900/910 について： <ul style="list-style-type: none"> • 任意のフィールドとして Field 13D Date/Time Indication を追加する。 • CNAPS (中国) の Clearing Code を既存の Clearing Code List に追加する。 Category 9 について： <ul style="list-style-type: none"> • 後の SR において 50a と 59a からフリーフォーマットのオプションを削除する。 フリーフォーマットオプション削除のタイミングは、コミュニティによる影響分析の後決定される。 (CR 000759 では最も早い場合で SR 2018 としている。)
n	(SR 2015 については変更なし)

BIC ISO 9362 の改訂について

Business Identifier Code (BIC) は、International Organization for Standardization (ISO) において定められている標準です。この標準について今年 ISO における改訂があり、SWIFT は BIC の登録局として今回の改訂版標準の導入を行います。改訂版標準は、BIC を SWIFT における通信、また電文における金融機関等識別コードとして利用している SWIFT の利用者にも影響します。

主なポイントは下記の通りですが、詳細は SWIFT が本年 6 月に発行した英語版 White Paper、及び参考日本語訳をご参照下さい。

- 改訂版標準の導入には、2015 年 1 月から 2018 年 11 月まで移行期間が設けられる。(図 2 参照)
- 改訂版標準と新しい登録手順は、導入済みの既存の BIC には影響しない。既存の BIC は現行のまま継続使用される。
- テスト & トレーニング BIC (T&T BIC : SWIFTNet FIN のサービスで使用され、8 桁目に必ず“0”が付与される)は、今回の改訂の影響を受けない。
- BIC の構造 (総桁数は 8 桁もしくは 11 桁、1 - 4 桁・5 - 6 桁・7 - 8 桁・9 - 11 桁で区切る) は変化しないが、各区切りごとの名称や意味について変更される箇所がある。(図 1 参照)
- SWIFTNet FIN に非接続の BIC について、8 桁目に“1”を付与して Non Connected BIC とする構造を、移行期間を経て廃止する (既存の BIC1 は維持される)。移行期間中に非接続から接続へ変更される場合には、現状通り 8 桁目を“1”から他の英数字に変更する。
- SWIFTNet FIN に非接続の BIC は移行期間後も存在するが、接続・非接続については属性情報を参照する。



英語版 White Paper、及び参考日本語訳リンク：

http://www.swift.com/about_swift/white_papers/index

http://www.swift.com/jp/events/japanese_material_download_centre/index.page?

SMPGワーキング・グループA 活動報告

SMPGのグローバル会議は2014年4月にはBNPとロンドン証券取引所の主催でロンドン、同9月にはSibosの前週に米国のISITC主催にてボストンで開催されました。アジアからは日本、香港、シンガポールが参加しています。ワーキング・グループAは、証券決済関連事項が対象で、決済指図、決済状況確認通知、残高通知等の効率化に向けた事項を検討しています。

主な活動はグローバルな市場慣行を明記したグローバルドキュメント（以下GD）の策定を行っています。昨年からの継続検討になった株式Initial Public Offering（IPO）の約定から決済迄の処理は定例修正の内容の反映や用語の修正を行い、概ね最終版になる見込みです。欧州にて2015年6月から開始になるTarget 2 Securities（T2S）が導入されることで決済処理が大幅に変更になる可能性があることから、T2S専用のGDを策定することになりました。既存のGDにT2S関連を追記すると複数のGDに及ぶ事、欧州での地域性が色濃い事等から、T2S独自のGDを目指すべく、既存のGDから必要事項等の分析作業を開始する見込みです。GDのMX（ISO20022）の追記作業では、Securities CollateralやAutomatic Registrationは概ね完了し、Cancellationでは定時償還債等の修正の必要性和、MT548の取引ステータスアドバイスについて継続検討中です。トピックスとしては、SMPGのHome Pageとロゴが刷新さ

れます。今後はSWIFTが提供しているMyStandardsを利用して、現状のGDやLocal Market Practiceも公表する方向で検討しています。また、LEIの利用状況や今後の可能性等に関して、SWIFTの担当者から説明があり、同ワーキングでも継続してグローバルな動きを注視して行く予定です。

年次のSWIFT定例修正要望の審議では、米国のドット・フランク法対応として、担保取引の保有状況を明確化する為に、Exposure Type Indicator、Pledgee、当局名等を記入するコードとそのフィールド追加、転担保する場合のコードの追加に加えて、ISO15022との平仄を取るために取消関連コードのDENDやステータスコードのTPRCの定義の見直し等の6項目内容を審議しております。

今年11月に第三回APAC RMPG（Asia Pacific Regional Market Practice Group）会議が香港にて開催されました（今回は日本から、弊行、ほふり、三井住友の3名参加）。加えて、四半期毎に定期的に電話会議を行っています。アジア各国のワーキング・グループの活性化をSWIFTと連携しながら活動中です。具体的にアジアで立ち上がっている国は日本、豪州、香港、インド、韓国、マレーシア、シンガポールで、今年3月にベトナムが立ち上がりました。来年中を目標に設置を目指しているのはインドネシア、フィリピン、タイです。ブルネイ等はもう少し時間が掛かる予定です。

三菱東京UFJ銀行 決済事業部 森 剛敏 / 森田 静

SMPGワーキング・グループC 活動報告

ISITC JapanワーキンググループCでは、従来からグローバルなユーザーグループの会議体であるSecurities Market Practice Group（SMPG）と密接に連携を取って、コーポレートアクション（CA）に関する証券メッセージの標準化を検討しております。

2014年は、年次改正に関する意見集約の作業、ならびにSMPGのグローバル会議が、4月にロンドン、9月にボストンで開催され、各国証券市場における市場慣行をグローバルに調和させ、STP化の推進を図るべく、議論を深めてまいりました。

2014年の特記事項として、ISO20022対応としてのCA情報配信があげられます。情報配信におけるグローバルレベルでの標準化検討を行ってきた結果として、今年2月、東京証券取引所（東証）と証券保管振替機構が共同で、東証が運営するTokyo Market Informationにおいて、ISO20022に準拠したCAイベント情報等の配信サービスの拡充が実施されました。

本サービス拡充は、市場利用者宛に最新のスタンダードであるISO20022に準拠したメッセージを配信することにより、CAイベント情報の高度化を目指すものです。

また、ISO20022は単に電文フォーマットの変更ではなく、今後の業務フローに大きく影響を与えるものであります。具体的な事例として、「情報の網羅性」、「情報の即時性」、「情報の信憑性」、「情報の標準化」の向上が今後期待できます。

特に、情報の信憑性の観点で、Official Bodyによる公認（「COAF」付き）のレファレンスナンバーがユニークに採番される場所は、ISO20022のビジネスモデルの特筆すべき事項としてあげられます。

本サービス拡充の効果として、特に海外投資家に対し、対日投資の際の投資判断となる基礎情報をタイムリーに提供することが可能となり、更なる市場の活性化に繋がることが期待されます。

引続き、メッセージフォーマットの標準化、CA業務のSTP化を目指して参りたいと思います。

みずほ銀行 決済営業部 堀田 尚 / 伊藤 秀樹

PMPG活動報告

PMPG (Payments Market Practice Group) はグローバルな Payment (支払決済) 分野における様々な慣行と現状の問題点の理解に基づき、その時々々の注目分野毎の推奨慣行の公表を通じて、標準化と STP 化を推進している民間の任意団体です。

SWIFT 参加メンバーより有識者が任意に集まり、2006 年に活動を開始、2010 年 12 月には SWIFT の BPC (Banking and Payments Committee) 傘下のアドバイザーグループとして位置づけられており、SWIFT は創設以来、事務局機能を提供しています。

メンバー数は、昨年末より中国のメンバーが新たに加わり、16 ヶ国・地域から、18 名 (2 名の SWIFT 理事と 16 名の民間金融機関メンバー) となりました。また今年に入って、2006 年以來の創設メンバーも数名交代し、新たなメンバーと共に各種課題に取り組んでいるところです。

活動の中心は、年 2 回の会合と月次の電話会議で、日本からは三菱東京 UFJ 銀行が参加しています。また、今年で 4 回目となった年次フォーラムでは、毎年 100 名弱の業界関係者を交え、活発な議論を行っています。

今年の年次フォーラムは、日程と場所を若干変え、Sibos 初日に Sibos 会場内で開催しました。より多くの招待参加者に加え、Sibos 会場を訪れた一般聴講者も足を止めて聞き入る場面が見られ、盛況を博しました。PMPG のガイドライン・白書の解説や、“送金通貨の自動変換”、“文字コード”、“送金情報伝達”、“リアルタイムペイメント”、“ISO20022”といった、近年業界内で関心の高い、幅広いテーマが採り上げられました。来年はシンガポール Sibos に合わせて、第 5 回目の年次フォーラムを開催する予定です。

また、Sibos 直後の金曜日には定例会合が行われ、「来年の活動方針」や「米国 FRB による米国決済システム高度化」「MT103 カバー送金問題」などに関する討議を行いました。今後とも益々重要性を増すグローバルなペイメントに関する実務面での幅広いテーマにおいて標準化を推進して参ります。

PMPG の活動の概要や資料等をご覧いただく際やご要望・ご意見をお寄せいただく際には、<http://www.pmpg.info> が便利です。

三菱東京UFJ銀行 石嶋 和志

2015 年業務計画について

2014 年は資金、証券決済共にトラフィックの増加成長率が著しい一方で、当局規制の強化、外的な業務環境におけるサイバー脅威の高度化や地政学的情勢の不透明感というチャレンジに直面しました。

2015 年の優先事項は次の通り：

- ・ コア業務の継続的に強化しながら、市場インフラの進化する要件を捉えていく。コンプライアンスサービスへの注力と、スイフト 2015 中期計画の実行及び次期中期計画のスイフト 2020 関連の準備を開始
- ・ 具体的にはコア業務においてはスイフトのプラットフォーム投資を継続しコレスポンディングバンキングと S & R の成長率を注視しながらスイフトのリーチを拡大する
- ・ 市場インフラ要件については ISO20022 の推進と T2S, CLS, SWIFT for India を推進し、リアルタイムペイメント関連のイニシアティブの評価を行う
- ・ ソフトウェア・接続性に関しては Alliance Lite2 ポートフォリオ、AMH, Alliance Access Integration Platform を引き続き提供する
- ・ シェアードサービスの革新と投資面に関しては、コンプライアンスサービス、ビジネスインテリジェンス、SWIFTRef、MyStandards を推進していく

SWIFT コンプライアンス対応サービスのご紹介

金融制裁をはじめとしたコンプライアンスに関連する昨今の各国の規制当局の動向は、各種新聞報道を待つまでもなく、要求水準は高まるばかりです。その対応のためには各金融機関は組織的・システムの体制作りが求められ、コスト負担を強いられています。

SWIFT では、このようなコンプライアンス対応に関してコミュニティ全体の負担を軽減しつつ、有効に対処できるためのコンプライアンス関連サービスを 4 つ提供しています。その概要を以下ご説明いたします。

1. Sanction Screening

Sanction Screening は、個別の金融機関でスクリーニングシステムの導入や制裁リストの更新・管理の代わりに SWIFT がクラウドベースで提供するサービスです。2012 年 4 月からサービスが提供されており、2014 年 10 月現在世界で 230 以上、アジア・パシフィックでも 60 の金融機関が利用しています。日本でも既に複数の金融機関での利用が始まっています。Sanction Screening は SWIFT が選定した有力ベンダーのソフトウェアを利用し、SWIFT のデータセンターで運営をしています。SWIFT では日本の財務省のリストを含む世界で 15 カ国 30 以上のリストについて継続的に更新しています。この結果個別の金融機関で自前の金融制裁対応システムを運用することに比べて、品質の高いソリューションを高いコスト効率で利用が可能になります。

現在の Sanction Screening は、その仕組みから一旦送信された FIN (MT103/202/700 など) を SWIFT のフィルターソフトで検証してから、問題がないと判断されたものが送信される仕組みです。2015 年 1 月からは新たに Sanction Screening Connector Option という追加サービスが提供されます。この Connector Option は、現時点では Alliance Access を自営で運用するユーザー向けに限定された Option ですが、これを利用すると FIN の送信の前の段階 (FIN のメッセージ又はそれ以外のメッセージフォーマット) を検証することが可能になります。その結果取り組みをしても良いと判断されたメッセージだけが FIN 電文として送信されるという手順が可能になり、その意味で Sanction のためのフィルターソフトを自営で運用する仕組みに近い手順を確立することが可能になります。

2. Sanction Testing

Sanction Testing は 2013 年第 2 四半期から提供が開始され、現在世界で 20 の金融機関、アジア・パシフィックでは 3 金融機関が利用しています。Sanction Testing は自前で金融制裁対象のフィルターソフトウェアを運用する金融機関向けのサービスです。フィルターソフトウェアにはリストの更新のほか常にその環境が正常に機能し必要な範囲を効率的かつ効果的にカバーしていることが求められます。Sanction Testing を利用することにより動的に変化する各種リストに

対応してフィルターソフトウェアが効率的であり且つ有効性を保っていることを客観的に計測することが出来ます。世界の一流金融機関で利用されている Sanction Testing は、金融機関のシステムが正常に動作していることを示し、リスクやリソースの管理を改善するためのツールとして活用されています。

3. Compliance Analytics

Compliance Analytics は 2014 年 7 月から提供が開始され、現在世界では 10 金融機関、アジア・パシフィックでは 1 金融機関が利用を開始しています。Compliance Analytics は、SWIFT の電文を活用して金融機関の金融犯罪リスク対策と監視を支援する新しいサービスです。このサービスによって、異常な取引や変則的な取引パターンの傾向、高リスク国との取引、高頻度取引などを金融機関のグループレベルで分析可能にするツールです。また、RMA (Relationship Management Application) のデータを解析して、未使用・不活動状態の RMA についても情報を提供します。これにより、より効率的で安全なコルレス銀行関係管理を可能にするためのデータが入手可能になります。

4. KYC Registry

KYC Registry は、2015 年 1 月に正式に提供が可能になるサービスです。現在はパイロット・フェーズで世界の大手金融機関 10 数行での試験運用が続けられています。コルレス銀行の KYC (Know Your Customer) は、金融機関にとって多大なコストと労力を要する業務となっており関連手順と提出 (又は入手) 書類形式には標準が確立されていませんでした。KYC Registry では、この手順と書類に関する標準性を高め、必要な情報と高度なレポート作成機能を含めて単一の情報ソースから取得を可能にします。この結果、KYC 作業に関する重複も大幅に軽減されることが期待されます。またスタート当初一年は、金融機関が自身のデータ提供をしていただければ、他行情報を入手する際の手数料は免除される予定になっています。

いずれのサービス・製品についても、ご興味・御照会については弊社営業担当にご連絡ください。

製品関連アップデート情報：

HSM Refresh

現在お使いのハードウェアセキュリティモジュール (HSM) ボックスが耐用年数を経過するため、SWIFT ではその取替えを実施します。現在のHSM ボックスは、2015年9月30日迄にすべてお取替えいただく必要があります。

HSM ボックスは日常業務の安全性を守る重要な役割を担うものです。そこでSWIFT では改善された新しい機器への取替え (リフレッシュ) を促進するために、ステップを踏んでその手続きを進めてまいります。新しいHSM ボックスは下位互換性を備えており、現在のクラスタにそのまま統合することができます。それに加え、信頼性と耐障害性を高めるためのハードウェア・アップグレードも含まれています。

2013年6月付けでAlliance Remote Gateway が導入されており、よりシンプルで低コストの代替システムとして、処理件数が小・中規模のお客様にはこちらをご案内しております。

現在HSM ボックスをご契約いただいている場合、新しいボックスにお取替えいただく費用、もしくはAlliance Remote Gateway に移行していただく費用をSWIFT が補助いたします (特定の条件および適格要件があります)。

なお、適格要件を満たしているかどうか、また取替えのオプションについて、2013年5～7月にかけてSWIFT からご連絡させていただきました。

詳しくは、ホームページ (swift.com) でHSM リフレッシュキャンペーン をご覧いただくか、SWIFT のアカウントマネージャーまでお問い合わせください。

Alliance Managed Operations

SWIFT が提供するAlliance インターフェースは多くのバックオフィスで重要な役割を担っており、各種のビジネスプロセスを容易にしています。Alliance インターフェースを現場に導入できれば、柔軟性と統率性が増すだけでなく、専任スタッフや専門知識を社内にも確保できるようになります。

SWIFT の新しいマネージドサービス Alliance Managed Operations を利用すると、日々の業務や Alliance インターフェースおよび関連セキュリティ装置の管理を SWIFT の専門スタッフに移管することができます。これによってお客様は自身のコアビジネス業務に時間と労力を集中しながら、実績ある当社サービスのメリットを享受していただけます。

詳しくはホームページ (swift.com) の Alliance Managed Operations をご覧くださいか、SWIFT のアカウントマネージャーまでお問い合わせください。

WebStation のサポート終了

2009年4月、SWIFT は Alliance 製品全体を GUI ブラウザフォームに統一することを視野に入れ、Alliance Web Platform の最初のバージョンをリリースしました。

このバージョンにはすでにBrowseとAlliance Gateway Administration用のGUIが組み込まれていました。2010年6月にはSWIFTNet Online Operations Managerが導入され、これにより、当時基礎となる技術が時代遅れになりつつあったAlliance WebStationを、機能的にAlliance Web Platformへ置き換える準備が整いました。

SWIFT では、Alliance Web Platform SEの普及率が上がり、すでに顧客の70%以上を網羅していることを受けて、Alliance WebStationを段階的に廃止し、2015年12月31日をもってサポートを終了することを決定しました。

お客様には、今回の変更が貴社の環境にどのような影響を及ぼすかを精査した上で、このプロジェクトに関わる人員の確認をしていただく必要があります。貴社の業務に与える影響を最小限に抑えるためにも、詳細について早めにご確認いただくようお願いいたします。

詳しくは2014年1月22日付けの公式発表をご覧くださいか、SWIFT のアカウントマネージャーまでお問い合わせください。

SWIFTRef - Bankers World Online のご紹介

従来から SWIFT では、BIC Directory 関連製品を拡充し、SWIFTRef の商品群名で世界中のユーザーの方にご利用いただいています。SWIFTRef は印刷物及びオンライン参照ツールとデータダウンロードの方法でご利用いただけます。

データダウンロードには包括的な Payment Plus をはじめとして、SSI データに特化した製品、SEPA 情報に特化した製品などがあります。

今回はデータとしては包括的なものをオンラインで照会してご利用いただく、Bankers World Online に焦点をあてて紹介いたします。

The screenshot displays the 'Bankers World Online' interface. At the top, it says 'Bank Show' and features the 'swiftref' logo with the tagline 'The global reference data utility'. There are two tabs: 'Bank profile' (selected) and 'Payment profile'. The main content area is divided into several sections:

- Bank Name:** AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED
- BIC:** ANZBAU3MXXX
- Office type:** HO - Head Office
- SWIFT Connection Status:** Connected
- Branch:** International Services
- Address:** 570 CHURCH STREET VICTORIA
- City:** MELBOURNE
- State / Province / County:** MELBOURNE 301
- Postcode:** 3000
- Country:** AUSTRALIA
- PO Box:** POB 537E
- Switchboard phone:** +61 3 9683 9999
- Fax:** +61 3 8542 5252
- Web:** www.anz.com.au
- Email:** (field is empty)

On the right side, there is a map of Melbourne, Australia, with a red pin indicating the bank's location. Below the map is a 'Collapse all details' button. At the bottom, there is a 'Financials' section with a dropdown arrow and a table of annual reports:

Year	Annual report [download]
Year 2008	Annual report [download]
Year 2009	Annual report [download]
Year 2010	Annual report [download]


図 1 銀行の概要画面

Bankers World Online は SWIFTRef データの全てが参照できるオンライン照会ツールです。このサービスのデータ更新の頻度は日次となっており、どの製品よりも最新のデータが入手いただけます。

◆参照可能データは以下のとおりです。

- 全ての BIC コード
- 150 カ国以上の現地決済システム上のコード
- CHIPS, TARGET 及び EBA 関連データ
- 市場インフラデータ
- 夫々の金融機関のクリアリングシステムへの加盟情報
- SEPA 関連データ、IBAN の検証、BIC から IBAN への変換ツール
- 口座番号から IBAN への変換ツール
- SSI(Standing Settlement Instruction) 情報 (市場取引用と商業決済用)
- 国コード・通貨コード・休日情報
- 経済・通貨関連情報
- 格付け情報
- コルレス業務データと連絡先

Bankers World Online
IBAN & SEPA Tools


 The global reference data utility

If you do not know your IBAN, please go the BBAN validator tab.


IBAN:

Details

Bank Name:	FOERDE SPARKASSE	Branch:	Foerde Sparkasse
Address:	LORENTZENDAMM 28 - 30		
City:	KIEL	Country:	GERMANY
Postcode:	24103	Location:	24103 KIEL
IBAN National ID:	21050170	IBAN BIC:	NOLADE21KIE
		Routing BIC:	NOLADE2HXXX

図 2 IBAN 検証画面

Bankers World Online
Comprehensive, up-to-date Standard Settlement Instructions


 The global reference data utility

Search for Standard Settlement Instructions by entering one or more of the following search criteria

Owner BIC: ?
 Currency: ?

Institution Name: ?
 Country: ?

City: ?

Category: ?
 Sub Category: ?

Search results (30 SSIs found)

Owner BIC	Institution Name	Currency	Intermediate BIC	Correspondent BIC	Category
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	AED	WFBUI S6WFFX	BBMEA EADXXX	ANY Y →
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	AUD		WPACAU2 SXXX	ANY Y →
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	CAD		TDOMCATTOR	ANY Y →
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	CHF		CRE SCHZ80A	ANY Y →
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	CZK		MIDLCZPPXXX	ANY Y →
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	DKK		NDEADK KXXX	ANY Y →
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	EUR		DEUTDEFFXXX	ANY Y →
ARVTU S44XXX	ARVEST BANK	FJD		ANZBFJFXXXX	ANY Y →

図 3 SSI データ参照画面

Bankers World Online はそのデータを各国中央銀行やコードを発行する団体あるいは銀行から直接入手し、常に最新のデータが反映されているツールです。

料金水準は同種製品に比べて魅力的に設定されています。また、料金体系も同時アクセス数をベースに設定されていますので、SWIFT ユーザーの規模に関わらず最適なアクセス数を選択することが可能です。

SWIFTRef に関するより詳細情報をご希望の場合は www.swift.com/SWIFTRef をご覧ください。

料金に関するお問い合わせは、SWIFT Japan の各営業担当宛ご照会ください。

S W I F T 講 習 会

2015年 SWIFT 講習会日程予定は下記の通りです。

1月【1月7日(水)～23日(金)開催予定】@東京 日本生命丸の内ビル 20F スイフトジャパン

1月7日(水)	Introduction to SWIFT in the payments market
1月8日(木)～9日(金)	Payments and cash management - using FIN messages
1月13日(火)	Introduction to SWIFT in the securities market
1月14日(水)～15日(木)	Securities Settlement and Reconciliation - ISO 15022 messages,
1月16日(金)	Corporate Actions - ISO 15022 messages
1月21日(水) 午後	Operating RMA (14:00～17:00)
1月22日(木)	Understanding FIN and the System messages
1月23日(金)	Introduction to SWIFT connectivity

2月【2月10日(火)～19日(木)開催予定】@東京 日本生命丸の内ビル 20F スイフトジャパン

2月10日(火)	Introduction to SWIFT in the payments market
2月12日(木)～13日(金)	Payments and cash management - using FIN messages
2月17日(火)	Foreign Exchange and Money Markets - using FIN messages
2月18日(水)	SWIFT for corporates
2月19日(木)	Treasury management - using FIN messages

4月【東京4月8日(水)～10日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages,

5月【東京5月13日(水)～22日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Customer payments using the MT 103, Liquidity management using FIN messages, Introduction to SWIFT in the securities market, Securities settlement and reconciliation - ISO 15022 messages, Corporate Actions - ISO 15022 messages

6月【東京6月10日(水)～19日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages, Foreign Exchange and Money Markets - using FIN messages, SWIFT for corporates, Treasury management - using FIN messages, Collection and documentary credits

7月【大阪7月7日(火)～10日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Customer payments using the MT 103, Liquidity management using FIN messages, Operating RMA (14:00～17:00)

8月【8月5日(水)～20日(木)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Customer payments using the MT 103, Liquidity management using FIN messages, Introduction to SWIFT in the securities market, Securities settlement and reconciliation -

ISO 15022 messages, Corporate Actions - ISO 15022 messages, Understanding FIN and the System messages, Introduction to SWIFT connectivity, Managing PKI with Browse

10月【10月7日（水）～16日（金）開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages, Foreign Exchange and Money Markets - using FIN messages, Collection and documentary credits

- *日本スイフトユーザーグループ(SUG)に加盟されている場合は、社内 SUG ご担当者様より所定の書式でお申込みください。
- *SUG に加盟されていない場合は、swift.com ホームページより Training >> Course Schedule >> country Japan を選択し該当講習コースをお申込みください。(オンライン申込みができない場合には tomoko.suruki@swift.com までご連絡ください。ファックス申込み用紙をお送りいたします。)
- *2015年講習日程予定は (<http://www.swift.com/jp>) もしくは日本スイフトユーザーグループホームページからもご覧いただけます。またスイフトにて提供してます講習一覧カタログ(英語)を swift.com よりダウンロードすることができます。是非ご活用ください。
(http://www.swift.com/training/misc/download_the_swift_training_course_catalogue/index.page?)

新任挨拶

SWIFT コミュニティの皆様、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より大変お世話になっております。改めまして御礼申し上げます。

2014年8月1日から、前任の入江の後任としましてカントリーマネジャーに就任いたしました。

皆様お知りおきの通り、SWIFT はベルギーで 1973 年に設立されました協同組合形式の団体であり、高度に安全化された金融メッセージサービスを提供する金融業界の標準化団体です。設立以来、皆様のご協力を賜り、利用者の拡大、メッセージ料金の値下げ、高度なセキュリティおよび信頼性、耐障害性の実現、標準化設定、そして新規市場への参入など、さまざまな成果を上げてまいりました。

次のビジョンは「共により多くの成果を」という言葉に集約されます。そこには、コミュニティ全体で目標の実現に向かっていこう、という意味が込められています。

「より多くの成果」は、SWIFT のスケールメリットおよび多角化の経済性を活用し、成長することを意味します。「共に」は、これらの実現を目指し、SWIFT コミュニティ全体が協力して貢献することで発揮される強みを示しています。

リアルタイムペイメント、24/365、コンプライアンス対応、ISO20022 への移行等等、「より多くの成果」実現のための様々な変化の機会がございます。

はなはだ微力ではありますが、「共に」を最大限に活用させていただき、SWIFT のビジョン、目標達成、そして SWIFT コミュニティの皆様のお役に立てますよう、専心努力してまいりますので、今後とも倍旧のご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成 26 年 12 月
SWIFT Japan 株式会社
カントリーマネジャー
武井 祐二

SWIFT の関連情報をインターネットで

SWIFT に関する情報は SWIFT のホームページ、www.swift.com に掲載されています。どうぞご利用下さい。

本冊子のいかなる部分についても一切の権利は SWIFT に属しており、方法の如何を問わず、いかなる目的でも無断での複製又は転載等を行われないうお願い致します。

偶然または意図しない間違い、遺漏等に対しての責任は負いません。

全ての記述は関連するユーザーハンドブック等の SWIFT の発行する英語版の該当部分が優先します。

SWIFT Japan Tel: 03-5223-7400 Fax: 03-5223-7439

Customer Support Center Tel: 03-5223-7456 Fax: 03-5223-7439